

宮崎県ファンクラブ公式LINE システム構築及び運用支援業務委託 企画提案競技実施要領

1 目的

本県における生活環境の魅力や価値を県内外へ効果的に発信することにより、移住検討層の構築はもとより、関係人口の創出および拡大を推進する。

本業務は、本県ゆかりの者や本県に関心を有する層との継続的な関係構築を図るとともに、新たな接点の創出を目的として、本県ファンクラブ公式LINE アカウントを開設し、その運用を行うものである。

2 業務の名称

宮崎県ファンクラブ公式LINE システム構築及び運用支援業務

3 業務の内容

別紙「宮崎県ファンクラブ公式LINE システム構築及び運用支援業務委託仕様書」のとおり

4 委託期間

委託契約締結日から令和9年3月31日までとする。

5 委託料の上限

24,922,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

※委託業務の履行に係る全ての経費を含む。

6 支払方法

精算払とする。

7 企画提案競技参加資格要件

次の全ての条件を満たしていること。

- (1) 法人格を有する団体であること。
- (2) 共同企業体を構成して参加する場合は、以下の要件を満たすこと。（該当する場合）
 - ア 共同企業体を代表する事業者を選出し、応募に関する一切の手続を当該事業者が行うこと。
 - イ 共同企業体を構成する事業者が単独又は別の共同企業体の構成員となっていないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (4) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (6) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平

成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立て又は破産法 (平成 16 年法律第 75 号) に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (8) 県税に未納がないこと。
- (9) 地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等 (宮崎県内に居住しているものに限る。) の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- (10) 受託業務に関するノウハウを有し、かつ当該受託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (11) その他、県との協議に真摯に対応し、事務処理を遅漏なく処理できること。

8 企画提案競技実施の公示方法

県ホームページにより公示

9 スケジュール (予定)

- | | |
|----------------------|----------------------------|
| (1) 実施公告 | 令和 8 年 4 月 30 日 (木) |
| (2) 質問票提出期限 | 令和 8 年 5 月 8 日 (金) 午後 5 時 |
| (3) 参加申込期限 | 令和 8 年 5 月 21 日 (木) 午後 5 時 |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和 8 年 5 月 29 日 (金) 午後 5 時 |
| (5) 面接審査 (オンライン又は対面) | 令和 8 年 6 月 8 日 (月) (予定) |
| (6) 審査結果通知 | 令和 8 年 6 月 12 日 (金) まで |

10 質問票 (別紙 1) の提出 ※任意

当企画提案競技に関する質問は、別紙 1 「質問票」により提出すること。

- (1) 提出期限 令和 8 年 5 月 8 日 (金) 午後 5 時まで
- (2) 提出先 下記 19 を参照
- (3) 提出方法 電子メール (提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)
- (4) 回答 原則として、質問者に対して質問受付日から 3 日以内 (土日・祝日は除く) に電子メールで通知する。なお、県担当課が応募者全員に了知すべきと判断した質問及び回答の内容については、宮崎県ホームページにその内容を掲載する (質問者名は公表しない)。

11 参加申込書等 (別紙 2、別紙 2-2、別紙 3、別紙 4) の提出

- (1) 提出書類
 - ア 参加申込書 (別紙 2)
 - ※共同企業体の場合は「共同企業体用参加申込書」 (別紙 2-2) 及び「共同企業体協定書」 (別紙 4)
 - イ 誓約書 (別紙 3)
 - ※共同企業体の場合は、全ての構成団体について提出すること。
 - ※先に電子メールで送付し、企画提案書等の提出の際に原本を提出すること。
- (2) 提出期限 令和 8 年 5 月 21 日 (木) 午後 5 時まで
- (3) 提出先 下記 19 を参照

(4) 提出方法 電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

12 企画提案書等の提出

(1) 提出書類等（各7部）

ア 企画提案書（提案は、1社1案とし、A4版で1冊にまとめること。）

イ 応募団体の概要（A4版で1冊にまとめること。）

（記載事項）

（ア）名称

（イ）所在地

（ウ）代表者職氏名

（エ）担当者職氏名

（オ）担当者連絡先（電話・電子メール）

（カ）類似業務の履行実績

ウ 費用見積書

具体的な費用内訳を記載すること。

原本を1部、写しを6部提出すること。

金額は「税込」、宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」、業務内容は「宮崎県ファンクラブ公式LINEシステム構築及び運用支援業務委託」とすること。

(2) 提出期限等

ア 提出期限

令和8年5月29日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出先

下記19を参照

ウ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

(3) 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

13 審査

面接審査による「企画提案競技方式」とし、次の各項目について審査を行い、順位点の平均得点が最も高かった提案者を受託者として決定する。

(1) 一次審査

原則、一次審査は行わない。

ただし、提案者が5者以上の場合は、審査委員会事務局である宮崎県中山間・地域政策課において、(3)の評価方法により一次審査（書面審査）を行い、二次審査（面接審査）に進む4者を選定し、令和8年6月2日（火）までに一次審査通過の旨を連絡する（一次審査を通過しなかった者に対しても連絡する）。

(2) 面接審査（二次審査）

令和8年6月8日（月）に、オンラインシステム（Microsoft Teams）による審査又は来庁による面接審査を行う。

各者、企画提案書を基に、説明20分、質疑10分の合計30分とする。

開始時間及び開催方法の詳細については、別途通知する。

出席者数は提案者の統括責任者と主たる担当者を含め3名までとする。

(3) 審査基準

別紙「宮崎県ファンクラブ公式LINE システム構築及び運用支援業務委託に係る審査基準」による。

(4) その他

ア 面接審査の時間等については、令和8年6月2日（火）までに通知する。

イ オンラインシステムによる面接審査を希望する場合、企画提案書提出後、できるだけ早期に接続テストを1回又は2回実施する（接続テストは必須とし、利用するソフトウェアは「Microsoft Teams」を想定しているが、相談可とする。）。

ウ オンラインシステムによる面接審査は、原則、企画提案書又は企画提案書を基に作成した説明資料を画面共有し、説明箇所を表示しながら説明を行うこと。

エ 面接審査当日に技術的理由等によりオンラインシステムによる面接審査が実施できなかった場合は、書面審査を実施するが、事情等を考慮し、県が面接審査の予備日を指定する場合がある。

オ 来庁しての面接審査の場合、県では、モニターを準備するが、パソコンとモニターを接続するコード類については提案者が準備すること。また、県が管理する庁内ネットワーク回線（LGWAN回線を含む。）及びインターネット回線については、セキュリティ上の理由から使用できないため、注意すること。

カ 採点の結果、最高点が複数者あった場合は、審査委員会の協議により1者を受託候補者として選定する。

14 審査結果の通知

審査結果については、令和8年6月12日（金）までに、採択・不採択にかかわらず通知する。

15 参加資格の欠格

当手続中に次のいずれかに該当することとなった場合は、当該提案者の参加資格を欠格とするものとし、当該参加者に書面で通知するものとする。

- (1) 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- (2) 提案書を期限までに提出しないとき
- (3) 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- (4) 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- (5) 提案の内容が契約上限額を超えているとき
- (6) (1) から (5) に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

16 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

17 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

18 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を宮崎県に無償で譲渡し、以後、著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。
- (2) 今回の企画提案に係る費用については、全て提案者の負担とする。
- (3) 提出書類については返却しない。
- (4) 審査の結果、提出されたすべての企画提案が、本県が想定する基準を満たしていないと判断される場合は、採択なしとする場合がある。
- (5) 受託者は、業務の処理に当たって、業務の内容及び範囲について県（発注者）と十分に打合せを行い、業務の目的を達成するものとする。

19 書類提出先

〒880-8501

所在地 宮崎県宮崎市橘通東2-10-1

部 署 宮崎県総合政策部 中山間・地域政策課
移住・定住推進担当 谷口

電 話 0985-26-7922

メール chusankan-chiiki@pref.miyazaki.lg.jp